

家中の履歴

——越智松平家の初転封——(上)

谷口昭

はじめに

- 一 越智松平家と家中の記録
- 二 初めての転封
 - (一) 継立と転封
 - (二) 家中の準備
- 三 請取渡に向けて
 - (一) 棚倉への出立
 - (二) 上使と代官
 - (三) 直前の動向(以下、本号)
城邑の請取渡
- 四 新しい領知の始まり
- 五 おわりに

はじめに

享保一三年（一七二八）夏、上野国館林を領知する越智松平家中は騒然としていた。二代武雅が七月二十八日に病没し（法号顕徳院）、三代武元の襲封と同時に陸奥国棚倉へ所替¹、転封となったからである。

この転封は、宝永四年（一七〇七）に成立し、上野国館林城主となった同家中が経験した初めての領知移動であり、幼主の跡目相続と密接に絡んでいた。¹一九年後の延享三年（一七四六）、同じ武元が再び館林にもどり、ほぼ九〇年後の天保七年（一八三六）、石見国浜田へ移るまで、四代武寛・五代武厚が封を継ぐことになる。当主の代替わりと領知の変遷のみをみれば、これが幕末にいたる越智松平家中一三〇年の履歴である。しかし、その間に家中が積み重ねた経験を詳細に検討してみると、まず大名としての「家」の成立から「家臣団」の形成、ついで領知の実態と法の蓄積、さらに転封にまつわる家中の動向など、近世社会の構造を細部にわたって解明する鍵が潜んでいる。²

本稿は、大名家中の存在の態様をもとに、越智家が遭遇した初めての転封を追体験し、もって幕藩制社会の一面を描き出すとする試みである。その実相に触れる前に、越智松平家と家中が残した記録の概要を振り返っておく。

なお、筆者は従前、数々の転封記録を閲覧・校訂し、転封の構造を分析する素材を提供してきた。³越智松平家についても天保七年の浜田移封を扱ったことがあるが、幕末の長州征伐が引き起こした浜田落城と、それが招来した家中の混乱に目を奪われるあまり、ここで取り上げる「甲府支族 松平家記録」の存在に気づかなかった憾みを残していた。その全巻を通覧するうち、余りにも整然と編集された編年記録であるが故に、逆に筆者が意図してきた

「素材としての転封史料」という観点からは、その一モデルとして組み直しを必要としていた。文中で史料本文の抄出を避け、できるだけ全文を収録しようとしたのは、そのためであることをお断りしておきたい。

一 越智松平家と家中の記録

越智松平家は、三代將軍家光の三男綱重（甲府宰相）の二男清武（六代將軍家宣の同母弟）に始まる。養い親の姓を称し、四千石の寄合衆であった越智清武が大名に列したのは、宝永三年のことである。年初の正月九日、清武は五代將軍綱吉から一万石を加封され、雁間詰を命じられた。翌四年正月一日、もとの松平姓に復した清武は、さらに一万石を加えられて館林の城地を与えられた。⁵もつとも、かつて綱吉が在城した城は既に破却されていたので、当面は城なき城主である。後述の「記録」（序 凡例）によれば、「宝永ヨリ享保ノ初、築城イマダ成ザルノ間、城代モ置カレズ、大目附・物頭・町奉行・郡奉行等交代在勤シ、代官一兩人置ル、迄」の状態であった。すぐさま築城に取りかかったものの、新たな城郭が完成したのはほぼ四〇年の後、家中が館林に再入封した武元の時代のことである。

この間、大名家中を構成する役割に応じた家臣の集団が、特に草創期の一〇年ほどで急速に、しかもかなりの規模で編成されていく。宝永七年に一万石、正徳二年（一七二二）には六代將軍家宣（清武の実兄）の遺命によってさらに二万石が加えられ、五万四千石に膨らんだ領地経営と築城に対応するためには、それを可能ならしめる人と機構の拡大が必要であった。また、館林領と合わせて分地となった播磨・越後の経営も順調で、家中の法は領知のシステムの拡充とともに整備され、越智（松平）家（以下、本稿では越智家と称する）は確固たる大名家中に展開していたのである。

ところが、享保九年正月二四日、突如として世子清方が二八歳で逝去し、九月一五日には太祖清武その人が重態に陥り、翌未明に没する事態となる。勿論、嫡子清方が死亡した後の四月三日、尾張藩支封の松平撰津守の弟（多宮、改名して武雅⁶）を養子とする許可があり、越智家の存続は保証されていた。武雅は一〇月二九日、相続を許され越智家二代目の当主となる。その武雅が享保一三年七月二八日に病没して、九月二日に三代武元が襲封すると同時に陸奥国棚倉に移され、ここに越智家中は初めての転封を経験することになったのである。

以上は、越智家が残した「甲府支族 松平家記録」（以下「記録」と表記）から再構成した、本稿にいたるまでの経緯である。「記録」（二篇 卷之九・拾、享保一三年四〜二月）によって、三代武元の襲封前後の状況をみておこう。

「天性質朴ニシテ氣象寛大 幼弱（若）ヨリ好テ書ヲ読ミ（略）藩城ニ帰り給フテ八民庶ヲ憂恤シ（略）常ニ太祖君ノ遺志を継コトヲ心トシ給ヘリ」（七月二八日条、以下とくに注記しない場合は「記録」の月日を示す）と評された二代武雅は、越智松平家に入って三年を過ごした夏、二六歳で急逝した。この年四月には八代將軍吉宗の日光社参があり、自身、警護役として供奉した直後のことである。同時に、徳川御三家をはじめとする扈從の大名諸家が館林を通過したため、家中はその応接に追われていた。幕府に対する公役の負担が過大な心労をもたらしたかどうかは不明であるが、武雅は「当春ヨリ折々持病ノ痰発リ、領地湿深ク酷暑ニ至テ八殊更障ル」（五月二日条）のような状態で、そのため七月参府の予定を六月に繰り上げている。この頃から「浮腫」の症状があり（六月一日条）、一旦は平癒したものの、一ヵ月後に再発・悪化し、朝鮮人参など服用の効験もなく、医師が療治を辞退するほど病状は篤くなった（七月二七日条）。江戸の藩邸では急遽、以前から仮養子の手筈を調べていた松平播磨守の三男で一三歳の源之進を一六歳と称して、急養子願を老中水野和泉守（忠之）に届け出た。

武雅が没したのは急養子願を出した翌日の二八日のことである。直ちに老中および江戸在の家中へは報知されたが、館林ではまだ「昨日ノ飛脚今朝到リ、御不弔殊ニ重ラセラル、旨申シ来ルニ依テ、諸士総登城御機嫌ヲ伺い、総名代が御機嫌伺として江戸へ出發するといった時間差そのまま書き留められている（七月二八日条）。両地の状況を立体的に記述する「記録」の性格を知るとともに、武雅の死が予想外の急逝であった様が窺えよう。

翌二九日、老中から江戸留守居を呼び、源之進の五〇日・一三カ月の忌服が書付で通達されているので、いかにも急な養子縁組と越智家の存続は認められる方向に進んだことが判る。この日、館林へは軽卒の飛脚が到着し、藩主逝去の報がもたらされた。家中の総登城は昨日と同じで、城門を閉じ、町郷へは音楽等の禁止が命じられている（七月二九日条）。葬儀は遺命により、四年前の太祖清武の例に倣って儒法の葬埋を行い、音楽・造作類の禁止や商売物と市を罷ることも先例に従った（八月二日条）。この間、江戸では源之進を鍛冶橋門内の上邸へ迎え、名を武真と改めている。後に清武室の随心院も同じ上邸に住むことになったのは、「当君御幼稚」の故であった（九月一八日条）。

幼主の襲封による棚倉転封については次節で扱うことにして、ここでは本稿が依拠した家中の記録について振り返っておこう。「甲府支族 松平家記録」（全七篇一三四卷二七冊）は、宝永三年に遡る同家の濫觴から弘化四年（一八四七）まで一四〇年に亘って、家中の動向を編年体で記述した大部の編纂物である。江戸の藩邸と城地に蓄積された公的な記録はもとより、家臣の私記をも素材とし、出典を明記した簡潔な日次記事と、布達・法令などの「被仰渡」があればその全文を収め、家臣の人事事項（任役・転役・俸禄・相続等）や町郷の記事など、家中事項を中心とした領知全般の記録となっている。

伝存の経緯は必ずしも明らかでないが、そのほとんどは京都大学法学部図書館に収蔵されている（以下「京大本」と略称）。しかし京大本には、二篇の巻六〜一〇（享保一〜三年）が欠けており、幸いその部分を含む、一篇一〇冊と二篇一〇冊、合わせて二〇冊が浜田市立図書館に架蔵されている（以下「浜田本」と略称）ので、全体を通

覧することができる。家中の記録がこのように分かれて伝えられた理由は不明であるが、「浜田本」にのみ残された二篇巻六〜一〇は、越智家中が館林から棚倉へ移動する直前までの時期の記事に当たることから、同家が経験した最初の転封を取り上げる場合に欠かすことができない。このように「記録」の現状を把握した上で、「京大本」「浜田本」を合わせてその全貌を一覧すれば、次の通りである。⁽⁸⁾

- 一篇 宝永三〜享保九年（一〇巻、一〇冊）
- 二篇 享保一〇〜同一一年（一〇巻、一〇冊）
- 三篇 享保一四〜安永八年（五一巻、五五冊）
- 四篇 安永九〜天明四年（五巻、九冊）
- 五篇 天明五〜天保一〇年（五五巻、一一二冊）
- 六篇 天保一一〜同一三年（三巻、一〇冊）
- 七篇 天保一四〜弘化四年（五巻、一二冊）

上述のように、大部の「記録」は、「篇」および「巻」で編成され、各巻はさらに上中下あるいは一〜五に分冊されることがあるので、巻数と冊数は一致しないことがある。概ね年次別で独立巻数となっているが、なかには複数年を合冊したのもあって、巻立ては必ずしも一定していない。また、首部の一篇に限っては表題に篇数を付さず、単に「巻之一〜十」と表記されている。当初の編纂計画では、巻数を連続して積み重ねる方式であったのが、記録の膨大さを認識した段階で「篇」構成にすることに転じたのである⁽⁹⁾。寛政二年（一八〇〇）、君命を受けて編纂に当たった石井 蠡の「記録序」（一篇 巻之一）によれば、享保五年以前については数回におよぶ江戸

藩邸の焼亡で越智家の記録はなく、館林における「領地之記録」は享保六年の清武初入部以後であり、江戸の記録は元文二年（一七三七）以後しかなかった。従って、それ以前については、藩の公式記録ではない「郡吏之記」や家臣の私記に依拠して取捨したため、要事の脱漏もあるという。

二 初めての転封

(一) 継立と転封

不慮にして迎えられた越智家三代目の当主源之進（以後、本稿では幼名を改めた武元と表記する）の領知は、武雅の没した直後に越後国内の預かり地を継続して取り扱うことは承認されていたようである（八月二日条）⁽¹⁰⁾。公的には享保一三年九月二日に始まる。この日、前日の老中奉書によって介添役兩人とともに江戸城に登った武元は、芙蓉間で老中水野和泉守（忠之）・松平左近将監（乗邑）から「先君ノ遺領ヲ賜リ、雁ノ間席ニ仰付ラレ、太田備中守殿領地奥州棚倉へ封ヲ移スベキ旨」の台命を受けた（同日条）。同時に館林城は太田資晴へ与えられたので、棚倉とのいわゆる交換転封という状況のもとで遺領の相続が認められたのである⁽¹¹⁾。

このような大名家の家督相続と転封が同時にいい渡される形は、特に異例ではないが、ここで興味を引くのは続く「記録」の記事のありようである。先に、江戸と棚倉の立体的な記述と述べたが、所引の「用人日記」によれば、「三世君継立、館林へ軽卒飛脚で申来、諸士登城奉賀」（九月三日条）とあるので、「継立」の報は三日にあり、奉賀のため家中の諸士は登城したことが分かる。ところが、翌二四日条には「御所替一件」を引用して

歩行士志賀条大夫江戸ヨリ到リ、一昨日御遺領ノ命アリシ時、奥州館林へ封ヲ移サル、旨仰ヲ蒙ラセ給フ故、速二寺田与左衛門へ命シ、御判物ヲ江戸表へ差上ベキ旨申シ来ル、是二依テ御家中ノ諸士悉ク登城セシメ、右

ノ趣ヲ申シ渡シ、且屋鋪建具畳八勿論、樹木ニ至ルマデ伐荒スマジキ旨申シ来セ、因テ物頭へ加法師口柵門八シメ切り、大手門・万喜門ヲ往来出入セシメ、御家中ヨリ植木等ヲ持出ル者アラバ決シテ出スベカラズ、其外ノ品八主人印形ノ切手ヲ以テ出スベシト両門へ命ズベキ旨申シ渡ス、

とあるので、「継立」と転封の報知は別にもたらされ、家中の総登城は連日ということになる。事態は実際にそのように進んだのであるが、ここには館林における「用人日記」と、事柄ごとに纏められた「御所替一件」のような記録を参照し、一々典拠を並べながら歴史叙述をする編者の苦心を窺うことができよう。そういえば二日の記事は「御家督一件」に拠ったものであった。後世の研究者が分析する立場からすれば、ナマの素材すなわちそれぞれの一件記録は垂涎的となるが、目下その所在は不明である。館林における二日目の登城は移封の奉賀とは無関係に、領知判物の返上と所替に際した家中の心得が命じられただけである。現に「領地易ノ奉賀トシテ諸士悉ク登城」したのは、翌二五日であった。以後の数カ月、越智家中は棚倉への移封に向けて実務的な処理を進めることになる。

その最初は、家中への報知と同日に行われた領内郷村への通達であった。館林城近辺の村々の名主を会所へ呼び、「領地易」と秩序の維持を申し渡し（遠境の村々は翌日）、町内へも町奉行宅に町役人を召集して家中の所替を伝達している。郷村への申渡は以下の通りである。

今度 殿様奥州棚倉江御所替被 仰出、当御地太田備中守様被成御拜領候由、今日江戸へ飛脚致到来候、此節 郷中別而不埒之儀無之様ニ訖度申付、火之元堅可申付候事、
一 屋敷四壁之竹木并畑歩山林、御引渡不相済内、郡方江断無之而、堅伐取申間敷事、
一 御引渡無之内八、只今迄二不相替 殿様御領知之事候間、若非分之所存有之ものハ訖度可被 仰付候間、其旨 百姓共へ訖度可申渡事、

ここで注目しておきたいのは、城邑の引渡が済むまでは越智家の領知が継続することが明言されていることである。一般に、歴史事典類の大部分が近世の大名の所領移動に関しては、所替が命ぜられた日をもって領知の交代とすることが多く、引渡＝請取（当時の表現で併せて「請取渡」という）は注目されることが少ない。通常、領知の請取渡は転封の決定から数カ月後になるので、その間はいわば引継ぎ期間となる。この間に処理される諸事項を筆者は転封実務と規定し、そこには幕藩制国家における一種のメカニズムが覗いていて考えている。それは後の叙述に委ねるとして、この期間に各種の収納があれば、当然その帰属は前後の領知者間で調整しなければならず、深刻な問題となることもある。庶民に対してあまり類例をみない「引渡無之内八」従前通りの領知という文言は、単に領分の動揺を抑える目的だけでなく、この意味で象徴的である。

町郷への対応に次いで、越智家中では「転役」があり和田甚五左衛門以下八名が「領地易二付、御用懸」に任じられた（九月二五日条）。転役そのものは日常的に、また年頭に行われる一種の人事異動である。武元が襲封した直後の人事には、一つは先代の遺命による昇進・加禄、他は転封担当役人の任命という二つの契機があり、何れも江戸の藩邸で行われている。御用懸が決まっていよいよ棚倉への領知移動の準備に着手することになるが、彼らが具体的に何をしたかは明らかでなく、事後の記事に俟たなければならぬ。それについては後の記事を辿ることにするが、越智家中ではその前に幕府に対する二つの儀礼を遂行しなければならなかった。

その一つは越智家三世となった清武の「継立」、すなわち幕府枢要の部署に対する家督相続の謝礼であり、二つは「移封ノ謝」であった。「記録」（九月二八日条、典拠は「御家督一件」）を引用しておこう。

昨日奉書到来、三世君継立ノ謝礼トシテ城ニ登リ、御白書院ニ於テ 將軍家御父子へ拜謁シ給ヒ進上物、御奏者番黒田豊前守殿披露アリ、

將軍家へ 御太刀 一腰

黄金 三十両
綿 二十把

御馬 栗毛六歳、南部、長二十五分 一疋

大納言家へ 御太刀 一腰

御馬 代黄金三十両 一匹

再ヒ拝謁、移封ノ謝ヲ述給フ、進上物、御奏者番松平玄蕃頭殿披露セラル、

將軍家へ 御太刀 一腰

紗綾 五卷

御馬 代黄金十両 一匹

大納言家へ 御太刀 一腰

御馬 代黄金十両 一疋

右畢テ家老兩人拝謁ス、

兩御所へ

熨斗目長袴

御太刀馬代銀一枚宛 銘々

小沢 頼母

松倉 主水

右頼母八土井甲斐守殿、主水八松平伊豆守殿披露セラル、

進上物の多寡は別として、將軍吉宗・大納言家重父子に対して行われた継立に続く再度の拝謁と献上を、ここでは儀礼の 律儀な 二重構造とっておこう。披露に当たった奏者番が別人であったことから、一旦の退座を挟ん

だ直後の拝謁か、將軍に他の行事があった後の再拝謁であったのか、二つの儀礼の時間的経緯は判らない。武元の拝謁の後、二人の家老も、それぞれ土井・松平を奏者として拝謁しているので、このような形式は継立と移封に際して不可欠の儀礼であったといえる。

この日「天英夫人」(六代將軍家宣室、清武の義姉にあたる)への進上物が継立と転封を区別していること、さらに老中など「執政・参政等へ謝礼トシテ詣ラセラレ、御持参ノ贈モノ」がやはり「継立ニ付、太刀馬代銀五枚宛」「領地易ニ付、二種五百疋宛」(同日条)などと区別されていること、随心院への進物も同様に「継立」と「移封」を別個のものとしている(九月二十九日条)ことから、二つの儀礼が別個のもの意識され、また要請されたことに間違いはない。逆に、進物に対する答礼の場合も、「一品太夫人ヨリ継立ニ付二種一荷、領地易ニ付一種ト銀三枚ヲ拝受」(十月朔日条)したように、継立・転封を別個に扱う習慣であったことをつけ加えておこう。右に述べた以外に進物儀礼の対象は広範におよび、越智家中からは「諸御役人・奥女中且親族ノ方等へモ進セラレ物アリ、且拝謁ノ老臣ヨリ執政・参政、披露ノ御奏者等へノ進上物」もあって、一〇〇年後の編者に「此コト御家督一件ニ詳力也、事繁ケレバ爰ニ略ス」(九月二十八日条)と言わしめるほど、定量化された多くの儀礼が尽くされなければならなかったのである。

(二) 家中の準備

一連の献上・進物儀礼が終わった一〇月三日、棚倉の様子を問い合わせるため、館林から小嶋何右衛門・石川政右衛門の兩名が派遣された。同九日に帰着した兩名からの報告は収録されていないが、「記録」が書き留めた転封実務の始まりである。何よりも先に移封先の状況を把握することが必要であり、その手始めは相手家中への問い合わせであった。一〇月二十五日、佐々木孫左衛門から飛脚を出し、棚倉太田家中の中野庄左衛門へ書状で問い合わせ

た返事が到来した。その答書は次の通りである（同日条）。

- 一 前々方御城附長柄鎗五十筋有之、丹羽五郎左衛門様御残し被指置候由、
- 一 御城附之米八無之由、
- 一 棚倉領五万石之内
 - 三万石 城近辺南郷
 - 七千石 竹貫郷
 - 八千石 上遠野郷
 - 五千石 松岡郷
- 一 三口ノ式万石八遠手三ヶ所と申候、城近所三万石より式万石八少々宜方二御座候、
- 一 諸運上品々有之、
- 一 江戸廻米運送之儀、上遠野郷・松岡郷・南郷之納米、先例之員数有之、平潟二而舟積、夫々水戸御領中之湊と申所迄十九里海上參候、夫々内川江入五里川内を通し、同御領海老沢村と申所江參、夫々同御領眞龍村江陸路二里附參候、夫々松平播磨守様御知行串引村と申所江川舟二而三里遣候、串引村二而高瀬舟二移シ、夫々段々川通入津申候、此入用米吉俵二付、大円錢二而六百四十五文程ツ、懸申候、米之入八三斗吉升八合八二候、城近辺三万石ノ納申候初八手前二而下蔵東館と申所二而挽立、俵作り二仕立、廻米一宰領二米五百俵出し申し、黒羽様御領佐良戸村と申所江、九里有之候陸路附出し申候而川舟江移シ、是も同川通り海老沢村江參り候而、夫々串引村江出し江戸へ入津仕候、米五百俵二而此入用金四十壹兩壹分余懸り申候、俵之人八四斗四升入申候、舟路之儀は如此御座候、御聞及被成候通二而御座候、此方二而唯今迄如此相廻し申候、

- 一 江戸廻米、水戸川筋相廻シ申候付、水戸御領江掛り候間、水戸様江所替之節御断申上、其上例年米出候節、此方役人共々 水戸様郡奉行中江飛脚差越断相立、廻米指出申候、尤水戸御領海老沢村と申所二此方ノ陣屋立置、毎年役人差遣申候、此川筋久慈川通りと申候、
- 一 江戸ノ平潟へ運送大廻し之儀、海上悪敷候故難成候、平潟ノ棚倉江荷物参り候節、村送り二而参り候家中荷物八駄實懸申候、平潟ノ棚倉江之間、難所二而人馬往来は不自由御座候、
- 一 平潟八松岡郷五千石之内二而御座候、
- 一 城下ノ河岸迄米附送之儀、人足一里二付、錢貳拾文余懸り申候、
- 一 五万石取毛之儀、江戸表へ御聞合可被成候、
- 一 夏物成金、凡五百兩余、
- 一 但秋成金、七百兩余も相納候、
- 一 家中侍屋敷、小役人家共、凡百七拾軒程有之、組家組長屋百六七拾軒程、
- 一 在方人夫遣候節、役懸り之外、品二より賃錢為取候儀も御座候、
- 一 家中之引越二付、舟廻し之儀、荒道具等は爰元ノ相廻候而は懸り物多、不益之方二存候、乍去未相極り不申候、尤水戸通り川筋、関宿・中田迄通用有之候得は、舟廻も可成儀と存候へ共、川筋不分明二付、役人遣可尋二存候、於其元も御吟味可被成候、

右は家中間で行われた公式のやり取りである。答書が到来した前日には、江戸を経て館林を訪れた棚倉町年寄二名を勘定所へ呼び出して棚倉の様子を問い、料理を饗して帰しているが、これも儀礼に留まらぬ情報の取得であった（一〇月二三日条）。このように移封先を調査することは、越智家中と交代して棚倉に入る太田家中についても

いえることで、佐々木孫左衛門は中野莊(庄)左衛門の問い合わせに対して、館林の状況を次のように答えている(二月一日条)。

- 一 大手口南向
- 一 常々番人指置候門七ヶ所
 - 二 丸 三丸 土橋 伴木口 加法師口 丸戸張
 - 足輕兩人宛差置申候、
- 一 千貫橋番所 但者頭一人ツ、泊番斗いたし候、
- 一 土屋敷八拾軒程 小役人屋敷拾五六軒
- 一 足輕屋敷三拾八軒
- 此外八城外二有之、
- 一 大手口江町江町内有之、尤大手前直二町屋二而御座候、
- 一 城附武具・城米無之、
- 一 一町入口番所五ヶ所、番人一ヶ所二五人宛、但常々居宅二罷在、木戸相守斗二候、此番人廿五人、是八少々宛宛行遣置、刀を免し置申候、尤古来方附渡之者二御座候、
- 一 一町数十八町、家数九百軒余、月並市六才日限三八二相立申候、尤出役錢も無御座候、
- 一 公儀御役人中御通之儀、日光火之番衆度々被相通候、右之外八無御座候、御鷹匠衆被參候節八役人差出申候、
- 一 代官二而御座候、但馳走八不致候、
- 一 領内中関所無御座候、

- 一 取上鉄炮少々有之候、
- 一 川侯・早川田両河岸共二役人差置不申候、舟積之節八徒目付格之者一人、代官一人、下目付一人遣申候、其外知行之内役人遣置候所無之候、
- 一 土産献上物
 - 土用二人 鯉鮓粉 寒二人葱 三月つくいも
- 一 城附知行高、越後・播磨領知、畑方夏成・秋成上納類、江戸へ御聞合可被成候、
- 一 畑方八致金納、田方八米二而納申候、
- 一 畑方定免二而八無之候、
- 一 越後御預地四万七千石程、陣屋有之役人罷在候、用人一人、目付一人、郡方頭取一人、代官七人、徒目付三人、医師一人、足輕拾五人程、中間十人斗、但領内役人共二右は岩船郡海老沢村陣屋二差置候、
- 一 右預地之内、市立不申候、
- 一 手船
 - 五百俵積 五艘 三人乗 内一人船頭
 - 三百俵積 貳艘 貳人乗 内一人船頭
- 一 右船頭水主宛行金貳両貳歩、一人半扶持ツ、外二壹艘二付、川筋宿錢金貳両余、下り舟二而三四日、天氣能候得は着申候、但登り舟二而は大概八九日二着申候、
- 一 雇船百俵二付、此運賃貳俵九分、但三斗九升入、薪千束 但六本才 運賃金壹両、
- 一 右之積二て、かさ高成荷物ほとほとに従ひ賃錢相極、
- 一 城普請之節八林之材木相用候、やぶ無之候、入用之節八賃錢遣相調申候、

右に掲げた二つの答書は、図らずも棚倉・館林それぞれの領知の実態を表すものであり、それらを大名家中の家産とするならば、その具体相が示されていることに気づくであろう。転封史料のある部分を家産が文書化されたものとする所以である。ただ双方とも知行高や収納について、申し合わせたように「江戸表へ御聞合可被成候」というのは、それらの記録の所在が江戸に集中し、領知が藩邸主導であったことを暗示しているといえよう。

このように双方の担当者間でそれぞれの領知の情報を交換する間、越智家中の内部で進められた引移（引越・引渡）の準備を見ておこつ。転封に向けた作業に着手した直後の一〇月四日、すでに家中では目付からの申渡として狼藉を禁止する以下の心得が通達されている（同日条）。

館林御家中此節物騒シク、戸障子ヲ売払フ輩モアル由相聞へ、法外ナルコトト云ベシ、尤其売タル品八門二切手アルベケレバ、速ニ改メ置キ、追テ故ノ如ク造作セシムベシ、末々輕卒等ニ至ルマデ此旨ヲ心得、宅ヲ住荒サザルヤウニ訖度触知スベシ、此コト江戸ヨリ申シ来ルトナリ、

さらに一月に入ると、館林の諸士に対して江戸の目付から次の触書が出された（一月二日条）。

御家中襖腰張、反古ニ而張置候ハ取候而、ふすま縁ハ其まゝ指置、反古ニて張候故取候段書付張置、骨斗建置可申候、ふすまヲせうじにたて替申儀不罷成候、

一御家中奉公人之儀、召仕候は其俣指置、棚倉江召連、段々置替候而相戻シ可申候、若取逃欠落致候ハ、断次第訖度取立可被遣候、尤其者其所ニ不罷在候様ニ可被成候、此旨太田備中守様御家来藤田宇兵衛ヲ申越候、右之趣江戸方申来候、

このようにして、いよいよ引移が現実の処理事項として自覚されるようになった一月一日、家中および町郷に対して「棚倉へ引移二付 仰出サレノ趣」二通が通達されたのである（同日条、付数字および傍線は筆者、以下同じ）。

覚

一御家中士以上は不及申、輕キ者迄棚倉江引越可申候、但末々之者迄相心ニ引越候路用可被下候事、

附一季居之者、男女共ニ召連可申候、尤追々相返候儀は相対次第可被送返候、

但女之儀、他領者ニ候ハ、召連候儀相対次第可被致候、

一先達而申触候通、御家中屋敷四壁之竹木庭樹居石等、一切取散申間敷候、勿論置戸障子有来之分、其俣差置可申候、若有来品之内不足有之候ハ、建足可申候、追而可遂吟味候事、

附立具置目録二認、家附之分張付置可被申候、尤家主之姓名書記可被申候、

一武具馬具一切払申間敷候、家財之儀は可為勝手次第事、

附棚倉江船路有之事情、可成たけ相廻し候ハ、勝手ニ可成候、依之船路之儀、段々遂吟味候、猶又追而可相達候事、

一館林者棚倉江召連、約束之日限之内欠落取逃致候ハ、可申出候、備中守様御役人江相届、給金取逃等之品取立、其上当人其所ニ不差置候筈ニ申極候、然上は奉公人之請状不都合成儀無之様、兼而可被相心得候事、

一館林御引渡・棚倉請取方御役人、段々可被 仰付候、其面々役儀之筋無油断申談、銘々其節に至指支無之様ニ兼而可被伺出候、尤支配有之面々、猶以心附可有之儀ニ候事、

一棚倉江為請取相越候面々、妻子一緒ニ召連させ可申候、引渡方も一兩日前近所江差遣置、御城引渡候ハ、道中一所ニ召連候様可被 仰付候事、

一請取方・引渡方二而も無之面々ハ、五六人宛も組合を以妻子召連、引越候様可被 仰付候事、

一渡方・請取方之面々、其家来数之儀、兼而相定有之通、訖度召連可被申候、役儀之品ニより其余は御借人可被下候事、

一 館林・棚倉にて御引渡・請取相済迄幕為打候儀、者頭格以上たるへく候、但道中二而止宿之節は可為勝手次第候事、

一 館林二而屋鋪を明候より発足迄、上下御賄可被下候、但棚倉におゐて屋敷移候日迄可為同前候、若代錢二而相渡義も可有之候、相定候上、追而可申渡候事、

一 附右之賄代、宿々江被相渡候八、訖度証文取置可被申候、且又旅宿之儀は双方共二從此方可申付候事、一手馬持候分、来二月朔日江御定法之飼料、棚倉二て屋敷江移候迄可被下候事、

但其余之儀は追而御沙汰可有之候事、

一 館林御領内二銘々質置候品若於有之候は、追而可為相对次第候、自然理不尽之儀申出候族於有之は可被申出候事、

一 引越之面々、是迄召仕候下々之内、請人人主無之者、老人・小兒・病人等捨置申間敷候事、

但難及了簡儀は可被申出候、

一 小役人足輕以下輕キ者妻子、自分之勝つく二而当分残置、其身斗引越候者可有之候、可成たけ一所二召連候様

二被遊度候得共、勤方之品二方無是非残置族可有之候、支配頭々其段遂吟味、引越惣世話役之方江、誰妻何村

誰へ預置候段書付可差出候、是亦追而引越之路用被下之、為引越候様二可被 仰付事、

一 給人以上之面々、具足櫃為持可被申候、并使番以上之妻、長刀為持可被申候、右之持人御定法之外二成候八、

御借シ人可被下候事、

但右以下之面々八可為勝手次第候事、

一 御貸人有之面々、御足輕中間二而不足候八、日雇御渡可被成外無之候、其類は賃銀二而御渡被成候儀も可有

之候、左候八、相对致置召連可被申候事、

一 請取・引渡馬上之面々、豎弓為持候儀可為勝手次第候、持人之路用八可被下候、尤其前書付を以可被相達候事、右之通被 仰出候、可被得其意候、

申十一月

町在江申渡覚

一 先達而相触候通、山林之竹木は不及申、四壁之竹木等迄伐荒申間敷候事、

一 郷中随分可致物静候、兼而被 仰出候作法、尚以可相守之事、

一 他領之者八勿論、隣村之ものたりとも人寄不可致候事、

一 火之元別而念入、夜廻等申付、怪敷者於有之八捕置、支配方へ可相達事、

一 御領内之奉公人、其俣召連可申候、新規二召抱候共、棚倉江召連申二而可有之候、若奉公人相对拘無之候八、

入用之員数高懸を以可被 仰付候事、

一 棚倉・館林双方之奉公人、途中方欠落取逃仕候八、御互二相達、給金取逃之品取立、其上二而其者在所二不被差置筈二申合置候間、兼而此旨奉公人八勿論、請人人主江可申聞候事、

一 惣而所替之節は、百石二付言人馬吉足ツ、二日路迄相送候、公儀御大法候、兼而此旨可相心得候、此外は賃銀を以人馬共二馬繼迄可差出候事、

一 此節之儀之間、馬継之事并川俣下早川田渡場、兼而相定之通、猶以往還之旅人遅滞無之様二可致候、若不都束成儀有之おゐて八、訖度可被 仰付候事、

一 御鷹匠衆被參候八、此節別而念入、不都束成儀無之様可致候事、

一 一家中引払之節八、町在之内江二二宿ツ、宿可申付候、兼而其旨可相心得候事、

右之条々、町在之者共得と可令承知者也、

申十一月

先に九月の段階で「領地易」の「御用懸」が任命されたことに触れたが、前掲の「覚」に「館林御引渡・棚倉請取方御役人、段々可被 仰付候」とあるように、その後も引き続き担当役人が指名されている。一〇月一日には「諸土棚倉へ引移ルニ依テ久松六郎左衛門・芦沢藤四郎へ右用向懸リニ仰付」られ（同日条）、「館林此節御用多二付、江戸ヨリ中村平治・奥村忠助ノ兩人ヲ差シ越ス」（一〇月二六日条）とある。十一月になると、堀口孫平次・西川仁兵衛・小川辰右衛門（差添）に「棚倉御用」が命じられ、下目付一人が加えられて棚倉に赴いた（十一月二〇〜二三日条。十一月二四日条によれば、この日「棚倉御用」を終えて館林に帰着、翌日江戸へ発足している。これ以外に一〇月二十九日に江戸から「棚倉川筋見分」に派遣された下目付・軽卒が十一月九日、館林を経由して江戸に戻っている）。同時に柄本藤大夫・小森荘兵衛（差添）に「館林引渡シ御用」を命じ、「万端引受相勤ムベキ旨」が申し渡されている。これとは別に、十一月には平石直右衛門以下五名に「来春館林引渡ノ節、御用懸」を命じた。家中の屋敷の見分のため、上野代右衛門・佐々木孫左衛門が歩行目付二人を伴って廻った（十一月九日条）のも引渡に向けた準備であろう。

一二月に入ると、いよいよ移封の準備は具体化する。先ず「棚倉城受取方・館林引渡方役人勤方書付、何モ披見致スベキ旨」を諸士へ申し渡し（十二月朔日条）、城邑の請取渡に際した役割分担が決まったらしい。らしい」というのは、「記録」は「用人日記」によってこのように記述したものの、「此書付諸帳面ニ見ヘズ」といい、書付の原本を引用することができなかったからである。引渡の準備は、その一部が既に一月中旬に整っていた。例えば、館林城については、太田備中守へ渡す「覚」（書付、十一月八日条）が作成されており、石垣・土居・堀・諸門・

番所・橋などの丈量と箇所数を書き上げ、引き渡すべき城郭の概略が相手家中に知らされている。以下に数例を挙げておこう。

一 石垣	式百六拾壹間程	下札	高サ式尺方七八尺迄
一 土居	式千三百五拾間程	同	稻荷郭土居
鋪	六間	敷	三間
上	式間	上	三尺
高	式間	高	九尺
一二ノ丸居宅		下札	高サ九尺方五六尺之所も少々有之候
建坪四百八拾四坪程			
一家中侍屋鋪	八拾七軒	下札	九戸張外御家老屋敷并御用人屋敷三ヶ所共二
一小役人	足輕屋敷 百九拾五軒		

これらの処理については次節で扱うことにして、ここでは転封に向けて執られた個々の措置を摘記しておこう。家中に対しては、「此度棚倉へ引移ル処、小禄ニテ難儀」として月俸を倍増したり（十一月八日条、吉村玄与・山田玄益）、町医若山道意に新たに月俸五口を与え、医師として棚倉移住を命じている（十二月朔日条）。反対に、江戸詰となり、早々と館林の居宅を整理した医師もあった（十二月三日条、香取玄意）。また、「御用金差出タル町人」に対しては、今年の暮れから五力年賦で返済することを告げ（二月六日条）、「先君御在城ノ節、御慰トシ

テ度々召セラレ音曲等仰付ラレタル町人且坐頭」へは、一々俵の米を与えて慰撫の念を示した（二月九日条）。築城にも貢献した小寺市十郎には、館林町の検断役なので棚倉へは連れていけないことを述べている（二月一日条）。

家中の士には棚倉へ移住できない者もあった。田沢喜十郎の場合、父を葛生町に住まわせ、弟に両親を養育させる願いを聞き届けた代わりに、残った家族には「帯刀八致ヌマジキ旨」を命じ（二月二七日条）、元城代組小頭の吉田五兵衛は、老衰のため棚倉への移住が難儀なので館林残留を許すものの、隠居料は没収という措置をとっている（同日条）。

このような事例は転封に伴って生じたエピソード的なものといえようが、これらを「記録」が日々書き留めたのは、一種の共同体ともいえる比較的小さな家中にとっては、やはり公的な意味をもったからである。家中という集団が転封の波に吞まれた実相の一つが窺えると思う。

ところで、祖霊を祀る寺院についてはどのような措置がなされたか。二月（是月条）に次の記述がある。

是迄円教寺ニ安置シ奉リシ 尊牌、棚倉へ御遷座ノ節、住持途中守護シ奉リ、彼地へ相越シ度願承届、且又當時長久寺無住ニ付、右円教寺ノ住持ヲ直ニ長久寺ノ後住ニ命セラレ度段、此方ヨリ触頭三寺へ仰入ラシ、其通相済ム、委細ノコトハ翌十四年ノ二月廿九日ノ処ニ詳也、

右によれば、寺院の移転はなく、住持のみを無住の長久寺へ遷すことで了解されたようであるが、円教寺の霊屋は解体して棚倉へ移すことになった（一四年正月一四日条）。

最後に、これまでの叙述とは若干前後するが、越智家中における領知の一端を、刑罰と転封の関わりとして「記録」から拾っておこう。

一〇月一九日には大赦があり、「出牢五人、手鎖村預帰郷都テ廿九人」（同日条）とあるが、これは武雅の追善と

清武の継立を賀して行われたものである。同じく罪の軽減が、本来なら厳科に処すべきものを蟄居・閉門・閉戸・逼塞などとする形で行われ、その中には上述の田沢喜十郎も含まれていた（一〇月二日条）。追善減刑の例として挙げておこう。

其方儀、葛生町松茸山御買上之代金、御勘定所方請取之、彼町山主甚右衛門方江相渡候儀及延引、右金子沢村又助江相渡候由、剩其証拠も不愼、其上於葛生町公私之買物之代金をも聡と不相払候段、不都束之至候、可被処厳科候得共、今度 顕徳院様為 御追善、被遊 御宥免、役義被 召放閉戸被 仰付候、訖度相慎可罷在者也、

十月

この日罪を得た田沢（他二名）は、主犯一名を除いて後日赦免されている（二月八日）。理由は明らかでないが、近づく転封に係ることは想像に難くない。といつのは、同じ一〇月二日条に荒木浄静に対する「蟄居御免申渡書付」が収録されており、罪の軽減・赦免と「御所替之節」に棚倉へ同行することの許可が関連して告知されているからである。このような措置に太祖夫人随心院からの宥免願が奏功したのも、当時の常例ではあったが。

其方事、先々御代御咎之趣有之、御役儀被 召放隱居被 仰付、御家中出会等差扣、相慎可罷在之旨被 仰付候、今度御家督御祝之御時節を以、従随心院様達而御宥之御辞共 当君様御承知被遊、向後御家中出会之儀、勝手次第被 仰出候、勿論居住之儀、同苗孫四郎一緒罷在、御所替之節も一同彼地引越可申旨被 仰出もの也、

十月

ところで、越智家中の刑事事件については、転封時ならではの事例がある。「記録」一二月七日条によれば、館林着町福樹院僕門弥は一五歳のとき二度にわたって放火し、類焼した家屋は七軒を数えた。数度の吟味と再三の拷問の結果、罪を白状したので火罪に処したい旨を老中（水野忠之）へ伺ったところ、幕法では一五才以下の放火は

遠流に準ずるべき指揮を受けたので牢舎せしめ、城入替の節もそのまま差し置くべきかどうかを尋ねたところ、「入易ノ節牢舎ノ俣ニ差置ルレバ、牢下シニナルコトナレバ、左アリテハ遠流ニ准スル科ニ非ス、追放ニシテ再ヒ郷里へ還ラザルヤウニ申シ付然ルベシ」という指図を受けたのである。ここには、自分仕置権を有しながら、重罪者に対する刑事罰を独自には決定できないという家中の存在の態様、ひいては刑法ないし法曹吏員の欠如が暗示されている。むしろそれ以外に、必ずしも一般化はできないが、転封に際しては囚人を「牢下シ」にすることがあったことを示して興味深い。因みに門弥は翌年二月六日出牢、江戸・館林一〇里四方追放、館林領内徘徊禁止とということになった（同日条）。

さて、越智家中では二月二七日、「来春棚倉入易ノ節、御用懸リノ輩、役ノ割替」を行った。次の通りである。

来正月五日後出府

安芸茂右衛門

来正月十五日発足出府、江戸ヨリ棚倉へ発足

山名 酒之允

来正月七日発足出府、御用向承り館林へ帰り、二月ノ始棚倉へ着スベシ

佐々木孫左衛門

右は越智家の首脳と転封実務の責任者であるが、それ以外の「役掛リノ輩」について、移動が父と別々になった者は同道できるように役の「割易」があった模様である。同時に「来春駕ニ從ヒ棚倉へ移ルベキ旨」を命じられた青山四郎右衛門は、月俸十口・役料十口を与えられ給人となった。このような特別の家臣の新参はともかく、部署（この小頭以下に来春入替の節の役割を命じて）二月二七日条）、慌ただしかった享保二三年を閉じたのである。

三 請取渡に向けて

(一) 棚倉への出立

転封の準備をほぼ終えて新年を迎えた越智家中では、まだ日時は決まっていないものの、目前に迫った館林引渡と棚倉請取、そして家中の引越に突き進むことになる。篇を改めた「記録」（三篇巻之一）をもとに、それらの経過を辿ってみよう。

正月早々の七日、棚倉城受取の先遣役として吉村玄与・村井滝右衛門ら三名が任じられ、他に棚倉御屋形奥向の渡方と代官の給仕役が任命された。翌八日には、二月朔日（一人と下目付以下四人）・三日（三人）・六日（一〇人と小頭以下四人）・九日（二三人と下目付以下九人）というスケジュールで館林を出立する諸士の名簿が江戸から届き、銘々に伝達された。それによれば、年末に御用懸となった佐々木孫左衛門は朔日、先遣役に決まった吉村・村井は六日の出立となっている。但し「今晚棚倉へ引移トシテ出立」（二月二日条）した七名のなかに佐々木の名前があり、まさに三々五々の移動の記事が散見するので、この時点の出立リストは暫定的なものであったと見なければならぬ。順次の引越に際して家中では次の「被仰出」を発して、道中の心得違いがないよう戒めている（正月是月条）。

今度棚倉引越二付、余勢ケ間敷取飭候儀、一切可為無用候、如何様ニモ手軽く、費無之様可被相心得候義、第一之事候、引越以後勝手向不及難儀、取統御奉公相動候様、専一之事二候、道中綿服にて不苦候、右之趣各為心得相達置候、以上

酉正月

諸士と家族の移動は、当然のことながら臨時の出費を必要とする。そのため家中では正月二三日、「江戸から館林へ赴輩」「館林から棚倉へ赴輩」に分けて「手当金」を下賜した。一覽された一人々々の金高は省略するが、金一分〜三兩二分である。先に名前を出した諸士のなかでは、先遣役村井（金一分）の名が見える程度なので、この一覽は網羅的なものではなく、たまたま「記録」編纂の素材に載せられたもののみであろう。「引移り料」の外に金子一〇〇・二〇〇疋を与えられた家士もいるので、引越経費の総体を把握するのは残念ながら困難である。一七日には、「移封ノ慶賀トシテ賜物」があり、家老・老臣をはじめ家士一〇七名に金銀が与えられた。この中には「城引渡ノ節、雇ハセ」られた者も含まれるが、下賜の趣旨は「去冬出精シ勤タル」者への慰勞金だという。一八日、館林南北郷の名主たちで、格別に御用金を差し出した者を城中で饗応したのも同趣旨である。

(二) 上使と代官

このような家中の準備が進むなか、正月二日になると、召し出された留守居に対して老中松平乗邑から、以下に掲げる「兩城引渡シノ上使ノ名書付」が渡された(同日条)。漸く請取渡を指揮する上使が決まったのであるが、その日限は上使の差図に従うことになっているので、後日上使から知らされることになる。ここでは、入封する家中にとっては棚倉が「請取」の対象であっても、幕府の立場からすれば両城とも「引渡」と表現していることに注目しておきたい。

松平源之進江

御使番

福嶋 左兵衛

上州館林之城

引渡

稲葉越中守組

神尾市左衛門

御使番

本多 弥兵衛

奥州棚倉之城

引渡

金田周防守組

長田甚左衛門

右之通被 仰付候間、可被得其意候、

右に示したように「御使番」を宛てる上使は、將軍の使者として移封する家中から「城」を受け取り、入封する家中へ「城」を引き渡すために江戸から派遣される。従って、その身分は使番に過ぎなくても、立場は大名の上に位置するものとして扱われ、家中は最大級の配慮をしなければならなかった。後掲(八一頁)の家中宛「条々」(正月二日条)に「上使江可為惣下座候、旅宿之前乗輿馬上可為無用候、下々迄笠かむり申間敷事、附上使家来江不礼致間敷事」とあるのは、その一例である。それ故、上使の応接も転封実務のうちに含まれ、越智家では「右ノ四人ノ衆へ即日使者ヲ以テ、万端頼入セラル、旨」を通じ、翌二日には上使四人へ「干鯛一箱・酒代三百疋宛」を贈進した。勿論これは単なる儀礼ではなく、上使が今後の請取渡の全般に関与したからであり、当時の通例でもあった。以下に上使と家中の間で行われたやりとりの実際を見ておこう。

先ず、棚倉引渡に派遣される本多弥兵衛・長田甚左衛門からの尋書に対し二月四日、次のような書付が渡された(同日条)。

覚

- 一 棚倉城、二月廿一日・同廿五日両日之内、御差函次第請取可申事、
- 一 棚倉請取惣人数之名書付差出候事、
- 一 入替之節、武器並惣人数書付指出候事、
- 一 御預ヶ人無之候事、
- 一 御引渡前、先達而家来之者差遣候儀、先達而書付差出候事、

以上

二月四日

御姓名

ここで初めて請取が二月二一・二五日の何れかであることが示されたのであるが、家中では、これに応じて以下の書付を作成して差し出している。

棚倉城中入替之武器并人数之覚

- 一 旗竿 三本
- 一 弓 八張
- 一 鉄炮 拾式挺
- 一 長柄 拾五本
- 一 士 六拾人
- 一 内馬上拾三騎
- 一 本道 壹人
- 一 外科 壹人

- 一 徒士 拾人
- 一 小役人 拾五人
- 一 足輕小頭 九人
- 一 足輕 百人
- 一 旗差并長柄之者 貳拾六人

棚倉城請取役人之覚

- 七百石 家老 小沢 頼 母
- 三百五十石 中老 河鱸七郎左衛門
- 三十人扶持 用人 山名 酒之允
- 貳百石 番頭 宮川権左衛門
- 百五十石 奏者番 渡辺又左衛門
- 三百石 旗奉行 尾関 舍 人
- 百五十石 者頭 小出郡右衛門
- 百五十石 同 横山佐五右衛門
- 百五十石 同 服部伝左衛門
- 百五十石 同 多羅尾 左平
- 百石 目付 佐々木孫左衛門
- 百石 長柄奉行 関屋 七大夫

式十人扶持 町奉行 生田作右衛門
 式十人扶持 郡方頭取 青山四郎右衛門
 以上

右のうち、「棚倉請取惣人数之名」については家中で役人の姓名・役付だけを記載したところ、上使から知行高を載せるべきことが命じられ、禄高を書き加えた書付にしたという。続いて翌五日、館林引渡について福嶋左兵衛・神尾市左衛門からも尋書があり、求めに応じた書付が差し出されている（二月五日条）。請取とは違って引渡事項は数十項目に及ぶので、「記録」は上使からの尋書を省き、それぞれの項目に対応して作成された家中の文書のみを収録している。いわば越智家による館林領知の記録となるので、以下に掲げておこう（付き数字は筆者）。

覚

- 一 館林城絵図認差出候事、
- 一 城附武具別帛書付指出候事、
- 一 城中番所入代り之人数并武具員数別帛書付差出候事、
- 一 江戸方館林迄道法宿継、別帛書付差出候事、
- 一 土屋敷並足軽屋敷数之事、
 - 土屋敷 八拾式軒
 - 小給屋敷 三拾七軒
 - 足軽屋敷 百五拾八軒
 - 合式百七拾七軒

- 一 館林城下家数并人別之事、
 - 町家数 九百七拾式軒
 - 町人別 四千九百四十五人
 - 内 男式千七百式拾式人
 - 女式千式百式拾三人
- 一 御関所又八自分関所番所并口留番所無之事、
- 一 館林方近辺道法、左之通、
 - 下総国古河江 四里程
 - 下野国足利江 三里程
 - 同国佐野江 式里程
 - 武蔵国忍江 四里程
- 一 館林領船着 式ヶ所
 - 川俣 下早川田
- 一 同所船数之事、
 - 川俣河岸 渡シ船式艘
 - 同所商船 高瀬式拾四艘
 - 梅原村商船 道断 五艘
 - 下早川田河岸 渡船 式艘
 - 伝馬船老艘

一 御朱印地寺院之事、
同所商船 高瀬 三艘

高百石 浄土宗 館林町 善導寺

高貳拾石 真言宗 同町 惣検院

高拾石 同宗 同町 福寿院

高拾石九斗余 同宗 上野国邑楽郡新宿村 遍照寺

高貳拾三石余 禅宗 同国同郡堀工村²⁾ 茂林寺

高百石 同宗 同国同郡羽附村²⁾ 普翰寺

高五十石 同宗 同国同郡当郷村 善長寺

高拾七石七斗余 同宗 下野国都賀郡葛生町 善増寺

高拾石壹斗余 同宗 同国同郡同町 願成寺

高貳拾三石三斗余 真言宗 同国阿蘇郡並木村 安楽寺

一 城米無之事、

一 御預人 公儀囚人并牢舎之者無之事、

一切支丹類族無之事、

但宗旨改帳御引渡、御代官并太田備中守家来江於館林相渡申答二候、

一 親類共江分知無之事、

一 館林領五ヶ年物成平均浮所務、左之通、

上野国

下野国

武蔵国 之内

越後国

播磨国

外(略)

(略)

右之通御座候、以上

西二月

松平源之進

館林城引渡役人

城代 山名 帯 刀

安芸茂右衛門

城中 安芸茂右衛門

家中の履歴 - 越智松平家の初転封 - (上)

一旗竿	三本	覚
一馬印	壹本	
一弓	拾張	
一鉄炮	拾五挺	
一長柄	拾五本	
一士	七拾人	
内馬上拾三騎		
一本道	壹人	
一外科	壹人	
一徒士	十人	
一足輕	百人	
一旗差并長柄者	貳拾八人	
右は城中入代り候武具員数并惣人数		
館林城附置候武具之覚		
一弓	拾張	
空穂	十穂	
根矢	貳百本	

以上

取次	安芸	左門
同	荒木	孫四郎
使番	阿部治	右衛門
郡奉行	小森	庄兵衛
大目付	豊田七右衛門	
町奉行	竹原勘左衛門	
鎗奉行	辻	角右衛門
同	山口	左大夫
同	矢吹	平八
同	石原	佐平次
者頭	松山	彈藏
神社役	井口	猪兵衛
旗奉行	上野弥惣兵衛	
奏者番	平石直右衛門	
番頭	寺田与左衛門	
用人	遠山仙右衛門	

鞆 十指
 弓弦 十指
 矢箱 一荷
 一鉄炮 式拾挺 玉目三勾五分
 鉛玉 千
 合薬 拾貫目
 胴乱 廿
 口薬入 廿
 玉箱 壹荷
 一長柄 式拾筋
 右之通館林城附之武具、此度相伺、差残申候、以上
 西二月 松平源之進

覚

一土屋敷戸障子畳等、其家限り二張幣可申付旨、奉得其意候、再其旨帳面二記、於館林差上可申旨、是又奉得其意候、
 一城引渡役人、重立候者斗別帛書付差出候、其以下之者八惣人数之内二有之候、
 一御旅館之儀、絵図二附札致シ候、
 一引渡役人、館林住宅之者、直二申付候、御当地方差遣候者、少々有之候、来ル九日・同十五日兩日二為致発足

候、

一城中差置候諸道具之儀、書付可指上旨承知仕候、重立候品は双方申合、差置不申候、乍然 所諸道具少々差置、並番所附之小道具少々ツ、申合、差残兼度申上候品之物八、差置不申候、以上

西二月

從江戸館林迄道法	江戸方板橋迄	貳里
	板橋方蕨迄	拾里十町
	蕨方浦和迄	壹里廿四町
	浦和方大宮迄	壹里拾町
	大宮方上尾迄	貳里八町
	上尾方桶川迄	三拾町
	桶川方鴻巣迄	壹里三拾町
	鴻巣方行田迄	貳里
	行田方新郷迄	壹里
	附札此間新郷御關所兩渡有之、但上り斗馬次	
	新郷方川俣迄	拾八町
	川俣方館林迄	貳里
拾八里四町		

右掲の 〳 だけでも多岐に亘るが、引渡についてはさらに二月八日、福嶋・神尾両上使から内々の問いかげがあった。「記録」(同日条)は留守居から出した答書として次の書付を収めている。

覚

一 高五万四千石

内

貳万九千石

上州邑楽郡
野州阿蘇・都賀郡之内
武州埼玉郡

貳万石

越後国蒲原・岩船郡之内
播磨国美囊郡之内

五千石

一 高貳万九千石

館林附

五ヶ年平均

此物成 米七千五百四石九斗壹升壹合

永七千五百九拾七貫八百六拾九文

永方式石五斗代ニシテ

免五ツ六分八厘九毛余

外

米千三百五拾六石壹斗四升八合

小物成
添役共

永千五百七拾九貫七百四拾六文四分 右同断

一 館林領地之内城跡、当城を南西二当り青柳村之内二ヶ所、当城を辰巳二当り羽付村之内、大袋と申所二ヶ所有之、

一 領地之内、扶持人無御座候、町内二浪人有之候、右浪人之儀、館林二而書付差上可申候、

一 土産献上之品、三月甘藷、土用中鯧鮓粉、寒中冬葱、

一 巢鷹山無之、網懸ヶ之鷹無御座候、

一 鹿狩之場無御座候、

一 先年御改之山方角、領地之内二高山無御座候、近所之他領二高山無御座候、

一 新田二可成野沼池見当不申候、

一 東照宮 御宮勸請不仕候、

一 御位牌所館林町浄土宗 御朱印地善導寺 御位牌有之候付、在邑之節八 御牌前江参拜仕候、

一 鉄炮玉目 三刃五分

一 牧無御座候、

一 漆無御座候、

一 常憲院様御代迄之城主

天文年中方

赤井但馬守照光

天正十三丁酉年、相州小田原北条氏直持城二成、
 同十八庚寅年方 榊原式部大夫康政
 慶長十一丙午年方 榊原遠江守康勝
 正保元甲申年方 松平和泉守乘寿
 但繩張誰二候哉、相知不申候、

一金銀赤かね鉄類山無御座候、
 一番所々人数武具数

一追手 者頭 壹人
 鉄炮 三挺 給人 貳人

弓 貳張 足輕五人

長柄 五本
 一千貫橋 右同断

一土橋 給人 貳人
 右同断 足輕 五人

一玄関前 鉄炮 三挺
 弓 貳張

旗箱

旗竿 三本
 馬印 三本
 同竿

一二丸口 給人 貳人
 鉄炮 三挺 足輕 五人
 弓 貳張

一曲輪々坪数

一本丸 凡貳千坪程
 一八幡曲輪 凡千七百三拾坪程
 一筆郭 凡二千五百拾坪程

腰郭共唱申候、

一二丸 凡四千六百三拾坪程
 一三丸 凡七千八百坪程
 一稻荷郭 凡五千坪程
 一外郭 凡八千六百坪程

一沼広千所凡百七八間
 一丸屋敷、百姓屋敷二而、古来方名目丸屋敷と唱来候、
 一稻荷郭之外之郭八外郭と申候、
 一煙硝 十貫目相残候、

右備中守様衆江申談、相残申候、

ところで、將軍と大名の主従関係を象徴する城郭を中心とした請取渡を上使が行う一方で、領知の主体をなす領分、すなわち郷村の受け継ぎを担当するのは最寄りの代官である。「記録」(正月二日条)によれば、

左ノ御代官衆へ使者ヲ遣ハサル、

御代官

棚倉郷村引渡シ方 岡田莊大夫方

館林郷村受取方 池田新兵衛方

右御用 仰付ラル、ニ依テ、万端頼入セラル、旨仰遣ハサル、

翌廿三日、右兩人ノ衆へ使者ヲ以テ干鯛一箱・酒代三百疋ツ、ヲ御贈進アリ、

とあって、越智家の立場から館林引渡と棚倉受取とを区別し、それぞれを担当する代官に対して上使と同量の進物を行った。幕府勘定奉行の配下にある代官は、この場合は交替して出入りする越智・太田両家中間で行われる郷村の請取渡を媒介したからである。但し、棚倉の引渡に關与する岡田莊(庄)大夫は、「支配所ノ内、奥州菊田郡・岩城郡・磐前郡十八ヶ村、窪田陣屋共ニ引渡ス」ことが何済であり、その手代から越智家中に書付等が手渡されたので(二月一四日条)、「この転封の当事者でもあったといえよう。公領から大名の領分、すなわち私領への編成替えがあったのである。やや先走ることになるが、現地窪田と江戸で引き渡されたものを次に掲げておこう。これは越智家中に対する引渡の一部をなすものとなる。」

奥州窪田二而引渡可申分

一 鉄炮 九拾五挺 一去申ノ村々宗門帳 拾八ヶ村分

一 水帳 拾八ヶ村分 一 酒屋帳 一冊

一 村々高札帳 一冊 一陣屋牢屋

但村々建置候高札、其通差置申候、

一 旅人村之内、大利坂役銭取立、定請負人、

以上

酉二月

江戸二而引渡可申分

一去申ノ郷帳 一冊 一 鉄炮帳 一冊

一 駒元貸手 返納帳 二冊 但鉄炮は窪田二而引渡可申候、

一 夫食貸帳 一冊 一 絵図 貳枚

右之通二御座候、以上

二月

奥州菊田郡 窪田村 九面村 四沢村 酒井村 三沢村 瀬戸村

白米村 山玉村 大平村 黒田村 貝泊村 大高村

旅人村 高蔵村 添野村 下面村

同国岩城郡 赤井村

同国警前郡 西小川村
 八十八ヶ村

このような上使・代官とのやり取りは、棚倉から館林へ移る太田家についてもほぼ同様であったと想定できるが、小稿では太田家中を追跡する余裕がない。また、越智家中の履歴を追求する目的からすれば、その必要も多くないと思われるので、今は請取渡直前の動向を追うことにしたい。

(三) 直前の動向

事態の進行がやや前後するが、上使が決まった正月二日夜、既に太田家中の一部、総勢約九〇人が館林城下に到着していた。一八日に棚倉を発足した太田家からの先触は一九日に棚倉にもたらされ、越智家中では、経過の詳細は不明ながら旅宿の手配を済ませていた(正月二日条)。その陣容は次の通りである(「記録」は以後の到着者を省いている)。

用人 中野庄左衛門

家内上下十五人 内上五人

足利町

町奉行 宿 善右衛門 一件帳作三右衛門

郡方兼帯 福嶋幸右衛門

家内上下十五人 内上四人

塚場町

地方役 宿 金兵衛

竹内半左衛門

同 上下七人

塚場町

賄方役 宿 助三郎

小桜 才市

同 上下十一人 内上七人

足利町

宿 与四郎

物書役 加藤 小助

賄方下役 杉山安右衛門

上四人下一人

町組小頭 佐藤喜兵衛 家内四人

足利町

宿 武兵衛

郡手代 松井岡右衛門 家内五人

塚場町

宿 七兵衛

地方手代 篠田仁左衛門

足利町
宿 七郎兵衛
山田 舎人 家内斗
上下十八人 内上八人
塚場町
宿 治郎兵衛

次いで二五日、越智家からは安芸茂右衛門・遠山仙右衛門・竹原勘左衛門・豊田七右衛門・小森庄兵衛・柄本藤大夫・市村郡蔵、太田家からは用人中野莊左衛門・町奉行（郡方兼帯）福嶋幸右衛門・地方役竹内半左衛門が足利町市郎兵衛宅で出会い、対談した。その内容は明らかでないが、正月晦日、再び竹原・小森らが太田家の家臣と町方・郡方・林方の事を同じ市郎兵衛宅で談じているので、引渡に際した具体的な打合せが行われたものと考えてよい。

両家が行った請取渡直前の折衝については後に触れることにして、この間に転封の推進に向けた越智家中の動向を見ておこう。

正月二日、先に見た上使に対する心得を含む一連の指示が出されている。棚倉への引越と城の引渡・請取に際しての一般的な心得である。「仰出サル、趣」として「記録」（同日条）が収録した館林における最後の法令となるので、以下に全文を掲げておこう。

条々

- 一 今度於館林・棚倉 上使より被建候 御高札之趣、急度可相守事、
- 一 兼而申渡置候法令、忘却無之急度可相守事、
- 一 当分相定役儀之者申談儀、不可違背事、
- 一 上使江可為惣下座候、旅宿之前乘輿馬上可為無用候、下々迄笠かむり申間敷事、
- 附 上使家来江不礼致間敷事、
- 一 備中守殿家来江不礼無之様に、下々迄急度可申付事、
- 一 旅行之節、脇道すへからさる事、
- 一 喧嘩口論相慎、難忍儀は追而可致沙汰事、
- 一 馬方船頭打擲、并宿々二而かさつかましき儀無之様に可致事、
- 一 引越之節、道中二而同道之内、病人又は喧嘩口論有之候ハ、互見捨申間敷事、
- 一 其所々之制禁有之事は、其旨兼而相心得、理不尽成事無之様に可致事、
- 一 棚倉城引渡前、下々迄他出之儀、一切可為無用事、
- 但 役儀之筋により往来之儀は可為格別事、
- 一 城請取已後は、定法之通他領江一切徘徊いたす間敷事、
- 但 無抛子細有之、他領江相越候ハ、急度目付迄可相達事、
- 一 領分之町人百姓は不及申、寺社方より音物一切受用すへからさる事、
- 一 町宅おゐて火之元之儀、大切に可致事、
- 一 町宅に罷在候内、かさつかましく無之、作法宜可致事、

附小歌²⁵淨るり停止之事、

一 押売押買等之儀、堅停止之事、

右之趣被 仰出候間、各奉得其意、急度可被相守候、支配之面々、且家来まで訖度可被申付者也、

酉正月

覚

今度棚倉 御城請取之面々は不及申、段々引越之内、第一依御役儀諸事心を付、可相勤儀候、就中寺社方百姓町人方内々二而願訴訟之取持事、振廻賄賂、聊之進物二而も受用有之間敷候、後日二相知候共越度可成候、御役儀之品により神文をも可被 仰付候得共、兼而神文有之儀、其上銘々此節之儀、其弁可有之儀故、不及其儀候、右之趣申渡候様二被 仰出候、

酉正月

覚

各旅行之節、割付之通申合、上下狼に無之、万他之旅人不礼等無之様に、家来江も急度被申付、尤宿払之儀、証文取之、馱馬継人足之賃銭は、於問屋場印形取之、可被相通候、

酉正月

覚

去申年渡過之分、去暮返上納可致儀候得共、御用捨を以三度二致上納候様二被 仰出候、当春棚倉引越之儀候間、

尚又春分之上納当七月江送り、段々其順を以致返上納候様二被 仰出候、并当春之模合懸合一度分用捨致候間、其旨可被相心得候、御勘定所江も其旨相達候、

月 日

棚倉受取二付被 仰出之書付

一 具足櫃為持候儀、御使番以上は勿論、其外百石已上之面々も為持可被申候、

一 騎馬之面々、立弓為持候儀、御役筋二依て可為勝手次第候、

一 棚倉町屋二おゐて幕為打候儀、者頭格以上たるへし、

但道中二而止宿之節は可為勝手次第候、

この法令に続いて「記録」には「棚倉入之節行列」の次第が収められている。旗足輕を先頭に武器・武具・諸道具などを連ねた騎馬・徒の士が隊列を組み、威儀を正して棚倉城下を進む様子が想像できる形である。これで、前日に発せられた「衣服ノ書付」（「内見分之節着服之覚」）と併せて、身分と役目に応じた移封先における衣装の規定が整ったのである。また武器については、既に前月の段階で江戸の藩邸から館林へ次の指示が届いていた（正月一日条）。興味深いのは、棚倉入りの行列そのものが「所々承」った上で決まったということ、いかにも初めての転封に戸惑っていた模様を窺わせることである。「行列書」の記載とともに、旅宿での保管や城の請取渡に備えた留意事項など、極めて具体的な指令といつべきであろう。

棚倉御備武器之事

一右御武器荷造り、久松弥一兵衛引まとい相越、畑宿通り旅行、棚倉寺里廿七町手下葉原と申所二而御武器相
 傍、人数相揃、右之場より行列書付之通相立、列馬二て棚倉江入可申候事、

但右之御武器之儀、取前は棚倉におゐて御城請取之月斗行列、御武器相揃可申趣²⁾申達候得共、所々承候処、

棚倉入行列有之事二候故、右之通二相極メ候、無間違様二舎人方始、御者頭其向々之役人吞込候様二御申渡
 可被成候、人割等之儀は多羅尾左平・佐々木孫左衛門江申合候事、

一右御武器棚倉江着候ハ、其頭々銘々旅宿二預り置、御城請取朝銘々旅宿江持人相集、無間違持出、行列相揃
 候様二可被相心得候事、

但右旅宿二預り候内、薬等火之元氣遣候間、棚倉入候節は薬無之而も不苦候事二候事、

右之趣、御者頭中并其筋之御役人江能吞込候様二御申渡可被成候、以上

正月十一日

小沢 頼母

山名 帯 刀殿

遠山仙右衛門殿

山名 酒之允殿

このような準備が進むなか、「館林ヨリ棚倉迄引移リノ人数」が戸田山城守・井伊掃部頭・本多中務大輔・松平
 大和守など、引移途中で諸士が經由する領分の大名家に使者をもつて報知されている（正月二日条）。そして二
 月二日暁、佐々木孫左衛門以下七名が棚倉へ引移として出立したが、これは一〇日ほど前に館林に入った太田家と
 同様、町郷など地方を担当する請取グループであった。以後、翌三日に青山四郎右衛門以下四人と軽卒九人が、八

日に尾関舎人以下一四人と軽卒六四人が出立し、彼らが住み慣れた館林の屋敷は釘^メにしたという。不在となった
 屋敷は作事方に掃除するよう命じ、残った隣家の者に見届けさせるなどの手配をして、太田家中への引渡に備えさ
 せたのである。なお、青山四郎右衛門宅が類焼した際の拝借金を返納免除にしたのは、転封時の特例であった。

さて、館林から徐々に家中が棚倉へ引越して無人の屋敷が増える頃、江戸では勘定所で棚倉領の郷村高帳が渡
 されていた（二月一〇日条）。奥州一冊・伊豆一冊・播州三冊と目録一通を受領したのである。それには棚倉城付
 の外、播州の旧領五千石へ八石余が加わり、伊豆で四千八〇〇石余が追加されていた。越智家の家禄五万四千石に
 合わせて幕府勘定所が調整した結果である。「記録」はこれを「領知目録 郷村帳ノコトナルベシ」と記している
 が、昨年九月に館林から送られた判物（將軍朱印状）に、通常「目録在別紙」と書かれる別書類のことである。
 家中はこれを慶賀し、勘定奉行駒木根肥後守（政方）へ銀一〇枚・羽二重三疋・鯛一箱を贈り、担当吏員銘々へも
 進物をしたが、何れも受納はなかったという。当時の贈答儀礼の一端が窺えよう。館林においても、残った諸士が
 麻上下を着して郷村帳が渡されたことを祝い、二月三日には、これによって老臣山名帯刀以下一〇名に料理を、
 （家中の）代官へ吸物酒を賜った。新しい領知の確定は転封の一エポックであり、慶賀すべきことと意識されたの
 であらう。あとは請取渡の当日を待つばかりであった。

（以下、次号）

註

（1）『群馬県史』資料編16 近世8（昭和六三年、群馬県）は「解説」で、越智松平家の棚倉転封が「この年の四月に行わ
 れた吉宗の日光社参の際、館林藩の担当地域で藩士の心得違いによって警備に混乱があり、その失敗の責任を問われた」
 「左遷」とする。当時、棚倉が大名配流の地と認識されていたことを考えると、これは事実の一面ではあるが、幼主の襲

封に伴う転封が一般的であったことも考慮しておく必要があると思う。

- (2) 一八世紀初頭という遅い時期に登場した越智家については、拙稿「家中の成立——甲府支族越智松平家の場合——」(笠谷和比古編『公家と武家 家の比較文歴史的考察』所収、思文閣出版、平成二十一年)・「家中の展開——甲府支族越智松平家の場合——」(『名城法学』五〇巻別冊、平成二十二年)で一応の解明を試みた。本稿はこれら旧稿に続くものである。
- (3) 拙稿「転封考 史料編 所収の諸家文書」(『名城法学』二七 一・二一、昭和五三年)同五一 一、平成一四年の分載史料)。併せて「名城大学・法制史研究会」のホームページも参照されたい。
(URL <http://www.houei.meijo-u.ac.jp/house2/index.html>)
- (4) 拙稿「近世の領知法と家産官僚——転封史料を素材として——」(『名城法学』四五二、平成七年)
- (5) 『徳川実紀』(常憲院)宝永元年二月三日条に、寄合となった「越智下総守清武」の名が見え、同三年正月九日条は「寄合越智下総守清武一万石加へられ一万四千石になり、鷹間に何公すべしと仰付らる」と記す。また、翌四年正月一日条によれば、「御家号」をゆるされ、館林城を与えられたことなど、家中の記録と符合している。
- (6) 『徳川実紀』(有徳院)享保一三年九月二日条には「松平撰津守義行が二子」と記す。
- (7) 供奉・心接とも、その精勤ぶりは將軍家および大名諸家からの謝辞あるいは賜物として「記録」に留められている。荷物を運ぶ陸尺の不行届と処罰はあったが、「記録」による限り大きな失態は書き留められていない。また、江戸に帰着した將軍への伺候儀礼が、在府の諸大名とは違って城地館林への帰着で終わったために果たせず、危惧の念を抱いたことは事実である。しかし、これらが棚倉転封の原因となるほどの失態とは考えられず、家中にもその気配は見受けられない。後年の編纂物の故か、あるいは家中の失を記事にしなかった可能性は否定できないが。
- (8) このうち『群馬県史』資料編 9 近世一(昭和六三年、群馬県)は、館林藩の領主関係史料として、所領・法制・職制・家臣・転封の各項目に史料本文の一部を掲載する。なお、越智家歴代当主については個別に「御家譜」が編纂されており、これらは浜田市立図書館に伝えられていることを付記しておく。他方、越智家が入封した棚倉との関係では、『福島県史』(第8巻)資料編 3 (近世資料1) (昭和四〇年、福島県)は、越智松平氏について史料上の足跡を留めていない。また、『棚倉町史』(第三巻)近世史料町政編、昭和五二年、棚倉町)・(第四巻)近世史料住民編、昭和五五年、棚倉町)も、一九
- 年という領知期間の短さからか、越智松平家関係の史料は収録されていない。
- (9) 「記録」同日条によれば、喪中にも拘らず勘定所へ役人を派遣しなければならぬので、取扱の継続について老中水野忠之の指示を仰いだ。家中の諸文書に返答の趣を示すものはないが、編者は「預易」^{あずかりかえ}が行われたのが翌年二月であったことを傍証として、この時の伺いが聞き届けられたと解している。
- (10) 『徳川実紀』(有徳院)享保一三年九月二日条には、「少老太田備中守資晴陸奥国棚倉をつつして、上野国館林をたまふ。また松平肥前守武雅遺領五万四千石。其養子源之進武元にたまひ。館林より棚倉の城にうつさる」と記す。この書も同じ近世期とはいえず、後世一九世紀前半(文化六、天保四年)の編纂物なので、厳密に読むことに余り意味がないかも知れないが、右の記事によれば太田家を館林に移すことが主眼であり、越智家の棚倉移封はそれに付随したもので、つまり前註(一)にいうような左遷とはいえないのではないか。
- (11) 上使および代官が転封時に果たす役割については、拙稿「大名の領知と家産——城邑の引渡を中心として——」(『名城法学』四一一、平成四年)。